平成２２年（フ）第７５号
栃木県小山市東城南２丁目40番地６　アメニティホーム305号室、従前の住所栃木県小山市駅南町１丁目18番18号
破産者　横山すみ子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３６７０号
神奈川県藤沢市川名657番地
破産者　高梨　政雄
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７１号
神奈川県藤沢市川名657番地
破産者　高梨　敦子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９４号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１―21―７　サニーハイツ新桜ケ丘203号、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目62番３号
破産者　立田　繁子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０６号
長野県塩尻市大門二番町２番10号
破産者　荻上　尚美
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３９号
静岡県藤枝市岡出山２丁目10番３号コーポすずきＢ―１
破産者　杉村　京一
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４０号
静岡県藤枝市岡出山２丁目10番７号コーポすずきＡ―３
破産者　杉村　栄助
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２号
静岡市駿河区有東１丁目10番15―306号
破産者　佐藤　修一
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３２号
名古屋市緑区大高町字儀長82番地の２
破産者　鶴岡　佳幸
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１９号
愛知県春日井市追進町３丁目１番地４
破産者　後藤　泰彦
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３号
愛知県弥富市鯏浦町中六114番地１、開始決定時の住所愛知県弥富市五明２丁目21番地
破産者　堤　　定子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１号
名古屋市瑞穂区下坂町１丁目33番地　ミズホビル５―Ａ号、申立時の住所名古屋市東区代官町26番６号
破産者　磯部　昌子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３５号
名古屋市千種区若水２丁目３番17号　サンマンション千種公園Ａ―213
破産者　山口　　薫
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４０号
愛知県春日井市味美上ノ町2157番地　国際航空写真寮
破産者　三宅　照美
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
札幌市厚別区厚別南１丁目８番20号　シャトーわたなべＥ103
破産者　内藤セキ子
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１３５号
北海道旭川市末広１条10丁目２番７号
破産者　長嶋　友子
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３４４号
北海道旭川市春光台４条６丁目３番９号、住民票上の住所北海道旭川市大町２条15丁目577番地　寺内下宿
破産者　大川　　卓
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
北海道旭川市北門町19丁目2154番地の16　北門アパート205号
破産者　牧　豊治郎
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
北海道旭川市東光１条７丁目３番２号
破産者　高島　敏幸
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部